

職歴 渡航歴 通院歴 飲酒節度

情報扱う人材 身辺調査

経済安保 5月から適性評価

経済安全保障上の機密情報の保全を目的に、国が民間人も含め身辺調査で信頼性を認めただけが情報を扱える「セキュリティー・クリアランス(適性評価)」

セキュリティー・クリアランス(適性評価)のポイント

- 民間人を含む評価対象者の職歴や渡航歴に加え、精神疾患の通院や飲酒節度を把握
- 対象者への質問票は35ページに及び、外国の金融機関口座や不動産の保有も尋ねる
- 適性評価を導入するための「重要経済安保情報保護・活用法」は5月16日に施行
- プライバシー侵害の懸念がある一方、同盟国との経済安保情報共有が期待できる

が5月16日に始まる。政府が1月31日、運用基準を閣議決定した。アルバイトを含む職歴や渡航歴に加え、精神疾患の通院や飲酒節度といった個人情報幅広く把握。政府が私生活に深く立ち入ることはプライバシー侵害の懸念が強く、情報管理の徹底と透明性の確保が不可欠だ。

日本は先進7カ国(G7)で唯一、経済安保情報に関する適性評価を整備していなかった。同盟・同志国との情報共有や世界的な共同研究の進展が期待できる。

適性評価は、昨年5月成立の「重要経済安保情報保護・活用法」の施行に合わ

せて開始できるようになる。対象者の同意が前提だ。ただ職場での処遇を意識して拒否できなければ、事実上の強制措置となる恐れが指摘されている。

運用基準で示した質問票

真の同意が重要

ニッセイ基礎研究所の鈴木智也准主任研究員の話

セキュリティー・クリアランス(適性評価)の導入議論で大きな論点の一つとなつたのがプライバシーへの懸念だ。スタートアップ(新興企業)のように新技術の開発に携わり、今は違っても将来的に評価対象者となる場合も考えられ、政府は

は35ページに及び、外国の金融機関口座や不動産の保有、海外居住歴なども尋ねる。家族の調査範囲は父母や兄弟姉妹、配偶者のほか配偶者の父母も含まれ、国籍や帰化歴を確認する。

政府は今後、評価対象者の選定などの手続きをまとめた指針を策定して周知を進める方針。運用開始初年度の調査対象は公務員と民間人を合わせ数千人に上る見通し。適性評価に伴う作成文書の保存期間は10年。

しっかりと制度を説明していく必要がある。

身辺調査は対象者が真に同意した状態で受けることが重要だ。労使間の力関係で断れなかったり、目的外に利用されて昇給できなかつたりするといった不利益を被ることがあれば、制度としては良くない。今後は適切に対応できる仕組みを整えていくことが大切だ。